

告示第68号

町与地域計画を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年5月28日法律第65号）第19条第7項の規定により当該地域計画（案）を当該公告の日から2週間縦覧を行います。

令和8年3月25日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

- 1 町与地域計画（案）の縦覧期間
日時 令和8年4月1日（水）～令和8年4月14日（火）
8時30分から17時15分まで
- 2 町与地域計画（案）の縦覧場所
太子町経済建設部産業経済課 太子町鶴280-1
利害関係者は当該縦覧期間満了の日までに、意見を提出することができる。
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
(1) 提出方法：窓口のみとします。
(2) 提出期日：公告の日から2週間（縦覧期間と同じ）
- 4 意見書提出の際の留意事項
 - ・町与地域計画（案）に対する意見以外には提出することは出来ない。
 - ・意見書には、個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。
 - ・意見書は、日本語により記載されたものに限る。
 - ・提出された意見書は、その内容を公表する場合がある。
- 5 提出された意見書の取扱い
 - ・提出された意見については、必要に応じ町与地域計画（案）の修正意見として取り入れることとする。なお、その際には、太子町の地域計画の変更公告時にその処理結果を公表する。
 - ・提出のあった意見には個別の回答はせず、町与地域計画の公告時に、意見の要旨とその処理結果を併せて公告する。